

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

さぬき市

2 構造改革特別区域の名称

さぬき I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

さぬき市の全域

4 構造改革特別区域の特性

さぬき市は、香川県東部に位置し、高松市中心部まで約 15 km、岡山市・徳島市には 50 km 圏内、大阪市・広島市には 150 km 圏内にある。面積は 158.88 km² で、香川県下では、4 番目の広さであり、北は瀬戸内海に面し、東は東かがわ市に、南は徳島県、西は三木町及び高松市に接している。穏やかな波の瀬戸内海に浮かぶ島々と、讃岐山脈の裾に広がる緑豊かな田園が織り成す美しい自然景観を有する市である。

2005 年（平成 17 年）の国勢調査では、総人口は 55,754 人（男性 26,718 人、女性 29,036 人）で、世帯数は 20,046 世帯である。総人口は、2000 年（平成 12 年）と比べ減少しましたが、世帯数は年々増加しており、核家族化が進んでいる。

2000 年（平成 12 年）の全就業者数は 28,549 人、就業率は 49.5% である。産業別就業者数割合をみると、第 1 次産業及び第 2 次産業就業者が減少し、第 3 次産業就業者が増加している。

本市の土地利用は、大きくは J R 志度駅周辺、津田駅周辺、主要地方道高松長尾大内線沿道の 3 地域に市街地が広がり、各地域間は山林等で隔てられている。また、主要地方道高松長尾大内線沿道の市街地の背後及び鴨部川、津田川沿いに農地がまとまって広がっている。

交通アクセスは、高松空港へは車で約 45 分、また、2003 年（平成 15 年）の高松自動車道開通により、瀬戸大橋や大鳴門橋、明石海峡大橋と繋がる岡山・広島方面や京阪神方面への時間と距離とが短くなり、利便性がより高まった。

本市は、四国霊場 88 か所の結願 3 か寺を有し、お遍路さんを始めとする多くの観光客が訪れていることから、来訪者の利便性を高める上で、観光地、宿泊施設等の情報提供に寄与するため、情報システムを導入し、高度情報化を推進してきた。

雇用機会の拡大に努めるため、本市では、さぬき市企業立地促進条例に基づき、本市に先端技術工場やソフトウェア事業所等が新增設された場合には、投下固定資産額

に応じた助成を行っており、関連する事業所も新增設されるなど、その成果が表れている。

また、IT関連職業の常用求人数は常用就業者数を大きく上回っており、このような状況から、IT人材育成講座を開設する教育機関を対象とする特例措置を設けることによって情報技術関連の人材を育成することは、本市の経済活性化に向け、非常に大きな役割を果たすものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

ITは、地域の活性化にとって極めて重要な手段であり、今後もITの高度化や情報化の進展に伴い、IT人材の必要性が高まることが予想できる。

このため、本市では、「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用し、地域の各分野で情報通信技術を有する人材の育成と輩出等を推進しながら、地域の産業再生や活性化を図るものである。

本市には、技術・工学部系の人材教育・育成機関として、徳島文理大学工学部、志度高等学校が配置されており、多数の卒業生を輩出しているが、IT関連職業の求人数は多く、量的にはいまだに不足している状況にある。これらの人材育成により、地域内の企業においても優秀なIT人材の確保に繋がり、産業の振興、地域情報化に寄与することも期待できる。

また、情報通信技術を有する人材の育成により、IT関連分野での就職率を上げ、地域内での人材基盤を確実なものにするとともに、ITを活用した地元企業の経営改善やIT関連企業の創業や進出の促進を図り、地域雇用の創出と経済の活性化に繋げるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の構造改革特別区域の申請は、本市のIT人材の育成、地域経済の活性化を目標とするものである。

(1) IT人材の育成

今回申請の特例措置により、基本情報技術者試験の午前試験が免除になれば、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図ることも可能にし、それに伴い合格率の向上が見込まれることにより、基本情報技術者のより効果的な育成を図ることができる。そして、このIT人材の育成を行うことにより、IT産業への優秀な人材を地元から供給することができる。

(2) 地域経済の活性化

基本情報技術者の資格取得が促進されることにより、当地域の企業においては、IT技術に通じた人材の確保や育成が容易になることから、企業のIT化への対応、経営の合理化・効率化が進み、企業としての体力強化が期待できる。

また、本特例措置が適用となった場合、本市内で開かれる講座を受講することから、

県内外からも学生・社会人の流入が想定され、交流人口の増大から地域経済のみならず地域全体の活性化にも繋がるものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

優秀なITスキルを持った人材を多数輩出することにより、県内外からのIT関連企業の本市への立地を促進し、ひいてはIT人材の就業機会を増加させ、地域経済の活性化を実現することができる。

また、こうした人材が企業の情報化において中心的な役割を果たすことにより、地元企業のIT化、経営の合理化・効率化が進み、さらにはIT産業の活性化・集積促進に繋がっていくことが期待できる。

本市においても、地域情報化に向け、電子自治体の構築を目指し、香川県と連携し「かがわ電子自治体システム」を導入することで、「住民サービスの向上」及び「行政事務の効率化」の実現に向けて取り組んでいるところである。

当該特定事業を実施することは、IT人材資源の創出及び強化が期待され、地域の情報化、電子自治体構築にかかわる人材確保にも繋がるものである。

地域においても、地元企業の情報化が推進され、地域内の企業の競争力が向上することによって、その事業に関連した新たな人材の需要が生じたり、新規企業が創業される。

また、県内外から関連企業が進出、誘致されることも想定されるなど、企業活動及び立地環境の向上が期待できる。

8 特定事業の名称

1132（1144、1146）修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

◎情報通信技術習得支援事業（パソコン教室）

【事業の目的】

市民がIT技術を活用して活発な活動ができるよう、情報通信学習講習会を開催し、IT基礎技術の向上を図る。また、ワード及びエクセル等の基礎を習得し、誰もが手軽にインターネット及びメール等を巧みに扱え、快適なITライフを過ごせることができるようパソコン技術のより広い普及を図る。

【事業内容（平成17年度実績）】

市内の5か所において、専門講師による講座を開催

（実施回数・年21回講座開催、受講者数・181人が受講）

※平成18年度も継続中

別紙

1 特定事業の名称

1132（1144、1146）修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 村崎学園 徳島文理大学

所在地：香川県さぬき市志度1314-1

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

学校法人 村崎学園 徳島文理大学

基本情報技術者講座（サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）

別添資料1-1のとおり

(2) 修了認定の基準

(1) の履修計画のうち、基本情報技術者講座（サーティファイ併用コース）については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席（80%以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定試験に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座（サーティファイ併用コース）については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。基本情報技術者講座（サーティファイ併用コース）について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：次の表に示す通り

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）
	流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語（種類と特徴など）
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど	

	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など）
	入出力インタフェース（種類と特徴など）
	入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
4	システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
	クライアントサーバシステム、RAID など
	システムの性能、信頼性、経済性など
5	ソフトウェア
	オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など）
	ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど）
	ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など）
	言語処理ツール（コンパイラ、リンカ、ローダなど）
	CASE、エミュレータ、シミュレータなど
6	ハードウェア
	基本論理回路、組合せ回路など
3	技術要素
7	ヒューマンインタフェース
	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
8	マルチメディア
	オーサリングツール、JPEG、MPEG など
9	データベース
	データベースのモデル、DBMS など
	データ分析、データベースの設計、データの正規化など
	データ操作、SQL など
	排他制御、障害回復、トランザクション管理など
	データウェアハウス、データマイニングなど
10	ネットワーク
	インターネット（各種プロトコル、IP アドレスなど）
	LAN と WAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど）
	LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など
	OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
	ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
11	セキュリティ
	暗号技術、認証技術、利用者確認など
	ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など

		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など)
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)
		SLCP、リバーズエンジニアリングなど
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り (ファンクションポイント法など)
		日程計画 (アローダイアグラムなど)
		進捗管理、品質管理、コスト管理など
	6	サービスマネジメント
15	サービスマネジメント	
	ITIL (サービスサポート、サービスデリバリなど)	
	コンピュータの運用・管理、システム移行など	
ストラテジ系	7	システム戦略
	17	システム戦略
		業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント
		経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など)
		マーケティング理論、マーケティング手法など
		経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)
	21	ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム (POS システム、EOS など)
	エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など)	
	e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)	
9	企業と法務	
22	企業活動	
	経営組織 (事業部制組織、CIO など)	
	ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など)	
	経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など)	

		OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など）
		会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23	法務
		知的財産権（著作権、産業財産権など）
		ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
		標準化団体（JIS、ISO、IEEE など）
		各種コード（文字コード、QR コード、ISBN コードなど）
		補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。